

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)と

は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間				期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週 ()	1箇月 ()	1年 ()	
下記に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
		バスガイド						
		自動車整備士						
	毎月の精算事務のため	経理事務員						
1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
		バスガイド						
		自動車整備士						
	毎月の精算事務のため	経理事務員						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める4週間についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業時刻とする。	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	バスガイド		・法定休日のうち、4週に 日 ・始業時刻 午前 時 ・終業時刻 午後 時	
	自動車整備士			
毎月の精算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める4週間についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。
平成 年 月 日

労働者代表 _____ (印)

使用者職氏名 _____ (印)

一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車
運送事業に従事する自動車運転者の4週間を平均
し1週間当たりの拘束時間の延長に関する協定書

と

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第5条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、バス運転の業務に従事する者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する4週間は、月 日から 月 日までの4週間、月 日から 月 日までの4週間、月 日から 月 日までの4週間とし、それぞれの4週間の1週間当たりの拘束時間は、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間とする。
- 3 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成 年 月 日

労働者代表 _____ (印)

使用者職氏名 _____ (印)

一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車
運送事業に従事する自動車運転者の4週間で平均
し1週間当たりの運転時間の延長に関する協定書

と

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第5条第1項第4号ただし書きの規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、バス運転の業務に従事する者とする。
- 2 本協定により運転時間を延長する4週間は、月 日から 月 日までの4週間、月 日から 月 日までの4週間、月 日から 月 日までの4週間及び月 日から 月 日までの4週間とし、それぞれの4週間の1週間当たりの運転時間は、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間、月 日から 月 日までの4週間は 時間とする。
- 3 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成 年 月 日

労働者代表 _____ (印)

使用者職氏名 _____ (印)